

ロシアの緊急経済政策の現状

津田 憂子

【目次】

はじめに

I 金融及び銀行システムの支援に向けた法制改革

II 銀行システムの安定性強化のための追加措置

III 追加措置制定後の動向

おわりに

翻訳：2008年10月27日付ロシア連邦法第175-Φ3号

「2011年12月31日までの期間における銀行システムの安定性強化のための追加措置について」

はじめに

アメリカのサブプライムローン問題を発端に金融不安が広がり、ロシアでも株価が大暴落するという事態に陥った。世界的な金融危機に対する緊急の経済政策として、ロシアでは国内金融システムを支援する目的で新規立法及び法改正が2008年10月中旬から立て続けに行われた。

本稿は、こうした世界的な金融危機に対し、国内の金融及び銀行システムの安定化強化のためにロシア政府及び議会がとった措置について、法規面を中心にまとめるものである。

10月下旬に上院及び下院で相次いで可決された銀行システム支援に関する連邦法である「2011年12月31日までの期間における銀行システムの安定性強化のための追加措置について」は、今後の具体的な救済措置を詳細に記載した重要立法であるため、全文を訳出する。

また、10月中旬以降相前後して行われた金融及び銀行システム支援に向けた法律 — 金融システム支援の諸措置に関する連邦法、銀行支援に関する連邦法、銀行預金補償に関する連邦法、ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）及び有価証券に関する連邦法 — については、その概要を（注1）紹介することとする。

I 金融及び銀行システムの支援に向けた法制改革

アメリカのサブプライムローン問題、大手証券会社の倒産、それに伴う世界市場における株価の大暴落、その結果生じた世界的な金融危機は、G8諸国だけでなく発展途上国にまで波及している。実際に日本でも金融システム不安が表面化している。こうした状況のなか、ロシアでは国内金融市場の安定性を確保するために、対外債務に苦しむ国内銀行に対し政府系金融機関からの融資を決定するなどの救済措置が打ち出された。

1 国内企業及び銀行に対する融資支援策

まず、国際金融危機の影響を受けた国内の金融不安を解消するために、連邦法「ロシア連邦の金融システム支援に関する諸措置について」^(注2)が2008年10月14日に公布され即日施行された。法案の骨子は以下の4点に集約することができる。

- (1) 国家コーポレーション「開発・対外経済活動銀行」に対し次の2つの権利を与える。
 - (a) 2008年9月25日までに国内企業が海外企業から借入金を受けた場合、この法律の施行日から2009年12月31日までの間、当該企業に対し返済のために借入金を外貨で供与する。
 - (b) 2008年9月25日までに生じた債務に関し、当該企業に対する海外債権者の請求権を（代わりに）取得する。また、借入金を供与する条件として、借入金返済までは第三者からの借入金受領及び受領に関する契約の諸条件について、「開発・対外経済活動銀行」との間で調整する義務を設けることとする。

- (2) 以上の2つの権利を行使するために、ロシア銀行は「開発・対外経済活動銀行」に対し、最大で5000万米ドル(約44億4千万円。2009年1月現在、1米ドル≒88.8円)を寄託金として配分する。
- (3) ロシア銀行には信用機関(ここでは、政府系銀行及び民間銀行の両方を含む)との間に契約を締結する権利が与えられる。契約に従って、ロシア銀行はこの法律の施行日から2009年12月31日までの間に、当該信用機関が別の信用機関と行った取引で生じた損失を補償する義務を負う(ただし、この法律の施行日から2009年12月31日までの間に銀行業務ライセンスが無効にされた信用機関との取引に限る)。
- (4) この法律の施行日から2019年12月31日までの期間に、国民福祉基金の資金(これまでの用途としては年金等の赤字補填に充てられていた)から最大で4億5000万ルーブル(約12億6千万円。2009年1月現在、1ルーブル≒2.8円)を寄託金として「開発・対外経済活動銀行」に配分する。当該資金は、公開株式会社「VTB銀行」(ロシア第2位の大手銀行)及び「ロシア農業銀行」に対して、また、その他の国内信用機関に対してもある一定の条件下において劣後貸付を行うために用いられる。その際、「VTB銀行」には最大2億ルーブル、「ロシア農業銀行」には最大2500万ルーブルが計上される。

こうした国内企業及び銀行に対する政府系金融機関からの融資支援策と並行し、銀行システム安定化を目指して、個人預金の補償限度額の拡大とロシア銀行の権限の拡大を図るための法改正が行われた。以下に順を追って概要を紹介する。

2 個人預金に対する補償限度額の増加措置

連邦法「連邦法『ロシア連邦の銀行における個人預金保険について』第11条、及び、その他一部のロシア連邦法令の改正について」^(注3)が2008年10月14日に公布され即日施行された。改正の要点は次の2点である。

- (1) 銀行業務ライセンスが無効となった場合など、当該銀行における個人預金の補償限度額はこれまでの10万ルーブルから70万ルーブルまで引き上げられる。
- (2) 補償金の支払いは、2008年10月1日以降保険料の支払いを要する事故が銀行に起こった場合に、補償限度額の範囲内で行われる。

3 ロシア銀行の機能強化に関する措置

連邦法「連邦法『ロシア連邦中央銀行について』第46条の改正について」^(注4)が2008年10月14日に公布され即日施行された。改正の要点は次の2点である。

- (1) 格付が一定レベル以上の国内信用機関に対し、6か月以内の期間であれば担保なしに貸付金を供与する権利がロシア銀行に与えられる。
- (2) 格付機関によるリスト作成、貸付金債務者の返済能力を判定するための格付、貸付金債務者に対する追加的要求、貸付金供与の方式及び条件などの金融関連諸事項は、ロシア銀行の取締役会において決定される。

4 ロシア銀行の有価証券売買に関する措置

連邦法「連邦法『ロシア連邦中央銀行について』、及び、連邦法『有価証券市場について』第12条の改正について」^(注5)が2008年10月28日に公布された。改正の要点は次のようになる。

ロシア銀行は、国内及び海外の信用機関、またロシア政府との間で、公開市場において国債だけでなく、今後は有価証券の売買取引も行う

ことができる。

II 銀行システムの安定性強化のための追加措置

1 制定の経緯

以上見てきたような緊急経済政策の公表及び実施に対する政治家の評価はかなり好意的であった。最大与党「統一ロシア」の派閥「11月4日」クラブ共同議長のバレリー・ファージェエフは、2008年9月にロシアではここ近年で初めての経済後退が起り、減俸及び人員削減などの措置が講じられたが、現在(2008年10月下旬)は既に経済安定化の兆しが見られるとし、数週間後にはロシアの金融取引は軌道に乗るだろうと楽観的観測を示した。^(注6)

また、下院予算・税制委員会専門家評議会メンバーのユーリ・ホランドは、大手銀行に対する信用市場の状況は改善されるとの見通しを立て、大手銀行と同様小銀行も経済循環に組み込まれている点を指摘した上で、大手銀行も小銀行もともに参加する債券市場を活性化することによって現状を救うことができると述べた。^(注7)

こうして一連の緊急経済政策の集大成として、金融不安に対する信用機関の効率的運営の確保、すなわち、銀行システムの安定性強化のための法案「2011年12月31日までの期間における銀行システムの安定性強化のための追加措置について」が議会に提出された。同法案は下院では2008年10月23日に、上院では2008年10月27日に可決され、制定された。^(注8)

2 法律の概要

本法は全11条からなり、2008年10月28日に公布され即日施行された。この法律の最大の特徴は、銀行の財政健全化措置を迅速で簡素化された方法で実施することができるようになった点である。これは金融システム不安の主要な要因となる銀行システムの不安定化を早急に回避

するための措置といえるだろう。

以下に、内容の特色及び留意点を3つ挙げ、その後に法律の概要を示す。

- ① 銀行の財務状況に不安定な兆候があり、銀行システムの安定性並びに銀行の預金者及び債権者の法的利害を脅かす状況が明らかな場合、ロシア銀行と預金保険庁を介入させて銀行破産の防止措置を実施することで、銀行システムひいては金融システムの安定性の迅速な回復を図ろうとしている。
- ② 2004年に創設された預金保険庁はこれまで主として、銀行取引を実施するためのライセンスを無効にされた銀行の預金者に対し保険支払いを行ってきたが、この法律の制定により、その任務及び権限が大きく拡大された。同様に、従来は銀行のモニタリング機能を主たる業務としてきたロシア銀行に対しても、その機能の具体化及び強化が図られた。
- ③ 銀行創業者(関係者)との合意によって銀行の株式持分(授權資本における持分)を取得する準備のある投資家、又は、銀行資産及び債務を取得している銀行に対する財政支援の可能性が開かれたため、銀行への追加資金の流入、円滑で安定した銀行機能の確保が早急に行われるようになった。

この法律は、銀行の財務状況に不安定な兆候があり、銀行システムの安定性並びに銀行の預金者及び債権者の法的利害を脅かす状況が顕著な場合、銀行システムの安定性強化を目指してロシア銀行と預金保険庁が介入し、銀行破産の防止措置を講じることを目的としている(第1条)。

預金保険庁は、総会で決議権を持てるだけの銀行株式を取得している個人(投資家)、又は、銀行資産及び債務を取得する銀行に対し、財政援助を与える。また、預金保険庁は、銀行の債務履行を保証する資産の売却取引を組織し、銀

行破産の防止措置を講じる臨時管理機関としての任務を遂行する(第2条)。

銀行破産防止への預金保険庁の関与に関するロシア銀行の提案決定はロシア銀行・銀行監督委員会によって行われる。ロシア銀行には、提案後に破産防止措置が実施される期間中、銀行預金への個人資金の流入及び個人預金口座の公開が許される(第3条)。

預金保険庁が銀行破産防止に関与する合目的性を明らかにするために、対象となる銀行の財務状況の査定を実施する場合、同査定はロシア銀行及び預金保険庁の代表者によって共同で行われるものとし、最終的に査定活動結果報告書の提出が求められる(第4条)。

ロシア銀行の提案を受けて、預金保険庁が銀行破産防止に関与する決定を行った場合、預金保険庁は、ロシア銀行、銀行管理機関、潜在的投資家らと破産防止措置の実施に関し交渉を行う。逆に、預金保険庁が関与を拒否する決定を行った場合、預金保険庁の代わりにロシア銀行が銀行に対し措置を講じる(第5条)。

銀行破産防止に対する預金保険庁関与計画の作成はロシア銀行の提案を受け入れた預金保険庁が行い、作成後ロシア銀行に提出する。

ロシア銀行へ提出された関与計画に関して、ロシア銀行・銀行監督委員会がこれを承認するか或いは拒否するかの決定を行う。承認された場合には、預金保険庁は破産防止措置の実施経過報告書をロシア銀行に提出する必要がある。逆に、承認されなかった場合には、ロシア銀行の決定それ自体が効力を失う(第6条)。

ロシア銀行は自己資金額まで銀行の授権資本額を縮小する決定を行うことができる。授権資本額を最低1ルーブルまで縮小することが可能である(第7条)。

臨時管理機関は、銀行の授権資本額の拡大又は縮小に関連した活動を行い、銀行の再組織化及び閉鎖に係る決定を行う。また、臨時管理機

関は、銀行資産及び債務の譲渡に関する一連の措置を講じることができる(第8条)。

臨時管理機関の権限の1つである、銀行資産及び債務の譲渡が行われる場合、債務は履行及び返済に関して順位制をとるため、正確に順位ごとに譲渡されなければならない。また、銀行資産及び債務の引き受け手(取得者)は非公開選定方法によって臨時管理機関がこれを決定する(第9条)。

銀行破産の防止措置として資金融資を行う場合、その資金源として、投資家、預金保険庁、ロシア銀行の資金、及び、連邦予算が想定される。その際、預金保険庁は、義務的預金保険基金の資金から銀行破産の防止措置に対する融資を行うことができる(第10条)。

Ⅲ 追加措置制定後の動向

銀行システムの安定性強化のための追加措置に関する連邦法が下院を経て上院で可決された2008年10月27日に、クレムリンでは内閣会議^(注9)(閣議)が開かれた。会議の冒頭でアレクセイ・クドリン副首相兼財務相は、「本日上院で可決された銀行支援関連の連邦法は、ロシアの金融状況の安定化を促進する法案」であり、これは「銀行支援に関して預金保険庁に追加権限を与えることを規定している」と述べた。同氏によれば、「同様に本日上院で可決された2008年度連邦予算の変更に関する連邦法は、開発・対外経済活動銀行及び預金保険庁に対し資金援助を行うことを定めており」、^(注10)預金保険庁に2000億ルーブルの提供を予定している点を明らかにした。今後は潤沢な資金を背景に預金保険庁による銀行破産の防止措置が漸進的に実施されていくことが予想される。

ロシアの金融市場に対する不安要因の1つにルーブルの平価切下げ問題があるが、本稿で見えてきた国内金融市場の安定化を目指した一連の経済措置が施行される中、政府は一貫してルー

ブルの平価切下げを否認してきた。例えば、イーゴリ・シュバロフ第一副首相が金融危機に伴う損害の最小化に関する政府計画を説明した際にも、「ルーブルの急激な切下げは全く根拠のない噂に過ぎない」として従来の政府の見解を改めて強調した。^(注11)

これに対し、経済専門家らはこれまで政府の見解に疑問を呈してきた。実際、ある専門家は平価切下げを必然と見ており、1998年に発生した金融危機との比較に関心を示している。^(注12)

この問題に暫定的決着を付けたのが2008年11月11日付のロシア銀行の発表である。それによると、ルーブル相場の柔軟性を高めるため、ロシア銀行は、ルーブルの許容変動幅を30コペイカ拡大することを決定した。^(注13) これにより、ルーブル切下げの可能性は事実上容認されたことになる。この発表の前日の記者会見において、セルゲイ・イグナチエフロシア銀行総裁も、「ルーブルの急激な切下げは行わないが、若干の緩和はありえる」とし、ルーブル相場の柔軟性拡大の可能性を排除しない方向を示していた。^(注14)

ルーブルの平価切下げ問題と並んで、ロシアの金融市場不安の一因となっているのが、ロシアからの資本流出である。2008年10月30日、ロシア銀行は、10月17日から24日の1週間で、ルーブル相場を支えるロシア銀行の国際準備高が310億ドル減少したと発表した。^(注15) これは、ここ10年のロシア金融市場における記録的な外貨準備金の減少である。損失の主な要因は、国際金融危機に伴うロシアからの資本流出、及び、国内市場における自国通貨売却であると考
られている。^(注16)

また、2008年11月20日付のロシア銀行の発表によれば、11月7日から11月14日の1週間でロシア銀行の国際準備高はさらに219億ドル減少したことが明らかとなった。^(注17)

こうした事態の重大さに鑑み、ロシアから

の資本流出の減少及びインフレの抑制を目的として、ロシア銀行はまず11月11日に、リファイナンス金利（銀行向けの貸出金利）を11%から12%へと1%引き上げ、11月12日から適用すると発表した。^(注18) その後11月28日には再び、リファイナンス金利を12月1日から1%引き上げて13%とした。^(注19)

おわりに

本稿では、ロシアにおける緊急経済政策をめぐる立法動向を紹介した。これら一連の法律の制定により、金融及び銀行システムの安定化を強化するための法的基盤が確立されたといえる。しかし本稿の最後で指摘した、ルーブル切下げの可能性及びロシアからの資本流出の深刻さに見られるように、安定した金融状況の実現は決して楽観できるものではない。

ロシア銀行による一連の金融救済措置は、ロシアの金融及び銀行システム並びにルーブル預金に対する信頼感の低下をもたらした。国際格付機関のフィッチ・レーティングスによる2008年11月10日の発表では、ロシアにおける信用機関に対する格付けは、今後「安定的」から「ネガティブ」に変更されるだろうと予測されている。^(注20) その理由として、現在のロシアでは国家による介入の度合いが極めて強いため、銀行システムの安定化措置を実施し、国家コーポレーション及び銀行セクターの対外債務返済に対し融資を行うことが可能であるが、預金及び資本の流出に対する危機感並びに銀行システムの欠陥及び相対的に高いインフレ率のため、(金融)取引が制限されている現状を挙げた。

一部のマスメディアでは、現在の国際金融危機は少なくとも2年は続くだろうと報じられている。今後ロシアでは、今回の応急的な経済措置を含む、より包括的で堅実な経済対策の実施が期待されるところである。

注

* 本稿のインターネット情報はすべて2009年1月15日現在である。

- (1) ロシアにおける緊急経済政策の一部を紹介したものと、拙稿「金融恐慌に対する緊急経済政策」『外国の立法』237-2号, 2008.11, pp.16-17. を参照。
- (2) **Федеральный закон от 13.10.2008 N173-ФЗ «О дополнительных мерах по поддержке финансовой системы Российской Федерации»** (「ロシア連邦の金融システム支援に関する諸措置について」ロシア連邦法2008.10.13 No.173-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048211> >
- (3) **Федеральный закон от 13.10.2008 N174-ФЗ «О внесении изменений в статью 11 Федерального закона «О страховании вкладов физических лиц в банках Российской Федерации» и некие другие законодательные акты Российской Федерации»** (「連邦法『ロシア連邦の銀行における個人預金保険について』第11条、及び、その他一部のロシア連邦法令の改正について」ロシア連邦法2008.10.13 No.174-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048212> >
- (4) **Федеральный закон от 13.10.2008 N171-ФЗ «О внесении изменения в статью 46 Федерального закона «О Центральном банке Российской Федерации (Банке России)»»** (「連邦法『ロシア連邦中央銀行について』第46条の改正について」ロシア連邦法 2008.10.13 No.171-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048209> >
- (5) **Федеральный закон от 27.10.2008 N176-ФЗ «О внесении изменений в Федеральный закон «О Центральном банке Российской Федерации (Банке России)» и статью 12 Федерального закона «О рынке ценных бумаг»»** (「連邦法『ロシア連邦中央銀行について』、及び、連邦法『有価証券市場について』第12条の改正について」ロシア連邦法 2008.10.27 No.176-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP

< <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048519> >

- (6) **«Рынок породил спрос на предложения»** *Независимая газета*, 2008.10.23. (「市場が供給に対する需要を生んだ」『独立新聞』2008.10.23.)
- (7) *ibid.* (6)。
- (8) **Федеральный закон от 27.10.2008 N175-ФЗ «О дополнительных мерах для укрепления стабильности банковской системы в период до 31 декабря 2011 года»** (「2011年12月31日までの期間における銀行システムの安定性強化のための追加措置について」ロシア連邦法2008.10.27 No.175-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048518> >
- (9) **«Председатель Правительства России В. В. Путин провел заседание Правительства Российской Федерации»** (「プーチン首相、ロシア連邦内閣会議を開催」) ロシア連邦内閣府HP < <http://www.government.ru/content/governmentactivity/mainnews/archive/2008/10/27/2387965.htm> >
- (10) **Федеральный закон от 08.11.2008 N193-ФЗ «О внесении изменений в Федеральный закон «О федеральном бюджете на 2008 год и на плановый период 2009 и 2010 годов»»** (「連邦法“2008年度並びに計画期間2009年度並び2010年度における連邦予算について”の変更について」ロシア連邦法2008.11.8 No.193-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048211> >
- (11) **«Рубль без колебаний»** *Российская газета*, 2008.10.27. (「変動幅なしのルーブル」『ロシア新聞』2008.10.27.)
- (12) **«Девальвация обещаний»** *Независимая газета*, 2008.10.27. (「約束の平価切り下げ」『独立新聞』2008.10.27.)
- (13) ロシア銀行HP < http://www.cbr.ru/pw.aspx?file=/press/if/081111_1812361.htm >
- (14) 1ルーブルは100コペイカに相当する。
- (15) 国営テレビ放送**Вести**HP < <http://www.vesti.ru/doc.html?id=222541> >

- (16) ロシア銀行HP < http://www.cbr.ru/pw.aspx?file=/press/if/081030_102909zv.htm >
- (17) «Рубль теряет валютное обеспечение» *Независимая газета*, 2008.10.31. (「失われつつあるルーブルの通貨保障」『独立新聞』2008.10.31.)
- (18) ロシア銀行HP < http://www.cbr.ru/pw.aspx?file=/press/if/081120_142547zv.htm >
- (19) ロシア銀行HP < http://www.cbr.ru/pw.aspx?file=/press/if/081111_195639refin.htm >
- (20) ロシア銀行HP < http://www.cbr.ru/pw.aspx?file=/press/if/081128_121457refin.htm >
- (21) «Прогнозы по рейтингу России пересмотрены со “стабильного” на “негативный”» *Независимая газета*, 2008.11.11. (『『安定的』から『ネガティブ』へ改められるロシア格付け予想』『独立新聞』2008.11.11.)
- (つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)

2008年10月27日付ロシア連邦法第175-ФЗ号
「2011年12月31日までの期間における
銀行システムの安定性強化のための追加措置について」

Федеральный закон от 27.10.2008 N175-ФЗ

«О дополнительных мерах для укрепления стабильности банковск
ой системы в период до 31 декабря 2011 года»

津田 憂子訳

第1条 銀行システムの安定性強化を目的とし
た銀行破産防止

銀行の財務状況に不安定な兆候があり、銀行システムの安定性並びに銀行の預金者及び債権者の法的利害を脅かす状況が明らかな場合に、ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)及び国家コーポレーション「預金保険庁」(以下、「預金保険庁」という。)は、銀行システムの安定性を支持し銀行の預金者及び債権者の法的利害を保護するために、個人預金への保険義務制度に参加している銀行に対し破産防止措置を講じることができる。

第2条 預金保険庁による銀行破産の防止措置

(1) 預金保険庁は銀行破産の防止措置を次の方法で行う。

1. 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に従い、銀行創業者(関係者)全体会議の管轄に属する問題について決定を行えるだけの銀行株式(授權資本における持分)を取得している個人(以下、「投資家」という。)に対し、財政援助を与える。
2. 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に従い、銀行資産及び債務又はその一部を取得している銀行(以下、「取得者」という。)に対し、財政援助を与える。
3. 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に従い、銀行創業者(関係者)全体会議の管轄に属する問題について決定を行えるだけの銀行株式(授權資本における持分)を取

得する。

4. 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に従い、銀行創業者(関係者)全体会議の管轄に属する問題について決定を行えるだけの銀行株式(授權資本における持分)を、預金保険庁及び(又は)投資家が取得するという条件付きで、銀行に対し財政援助を与える。
 5. ロシア銀行に対する取引も含めて、銀行の債務履行を保証する資産の売却取引を組織する。
 6. 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に従い、ロシア銀行の決定に基づいて臨時管理機関が任務を遂行する。
- (2) 本法第2条第1項の第1号から第5号に定める措置は、協定(契約)に基づき預金保険庁がこれを行う。
- (3) 預金保険庁による銀行破産の防止措置項目一覧、本法第9条に定める措置が適用される財政援助の形態及び規模、並びに、資産及び債務の種類・大きさ・価格は、銀行破産防止のための預金保険庁関与計画において決定される。必要に応じて預金保険庁は、当該計画の受理及び承認の規定方式に則り、計画の変更を行う。
- (4) 1999年2月25日付連邦法第40-ФЗ号「信用機関の支払い不能(破産)について」(注1)(以下、「支払い不能(破産)に関する連邦法」という。)第2条第2項に定める取引は、本法に従い授權資本額の縮小が既に行われた銀行からの申

請に則って、裁判で承認される。

- (5) 本法を実施するために、預金保険庁はロシア銀行の取引先口座を公開する。

第3条 銀行破産防止のための預金保険庁の関与に関するロシア銀行の提案

- (1) 本法第1条に従い、ロシア銀行は預金保険庁に対し、銀行破産の防止措置の実施に関与するよう提案することができる。
- (2) 銀行破産防止に関与する提案を預金保険庁に対して行う決定は、ロシア銀行・銀行監督委員会がこれを担う。
- (3) 銀行破産防止に関与する提案をロシア銀行が預金保険庁に対して行った日から、銀行破産の防止措置の実施終了日まで、ロシア銀行は本法に従い次の決定を行うことができる。
1. 2002年7月10日付連邦法第86-Φ3号「ロシア連邦中央銀行について」^(注2)(以下、「ロシア銀行に関する連邦法」という。)第74条に定める措置を銀行に適用しない。
 2. 2003年12月23日付連邦法第177-Φ3号「ロシア連邦の銀行における個人預金保険について」^(注3)(以下、「個人預金保険に関する連邦法」という。)第48条に定める、預金への個人資金の流入禁止及び個人預金口座の公開禁止を行わない。
 3. 連邦法「銀行及び銀行活動について」^(注4)(以下、「銀行及び銀行活動に関する連邦法」という。)第20条第2項に規定される場合には、銀行取引を実施するためのライセンスを無効にしない。
 4. 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画の実施期間中、ロシア銀行に寄託する規定準備金に不足した金額分の払込みに関して、銀行にその延期(分割払い)を許す。この場合、銀行は毎月ごとに、寄託すべき義務備蓄額を計算し、それをロシア銀行が設定した方式でロシア銀行に提示しなければ

ならない。

第4条 銀行の財務状況の査定

- (1) ロシア銀行は、銀行破産の防止措置の実施に預金保険庁が関与する合目的性に係る問題を解決するために、当該銀行の財務状況に対する査定を実施する決定を行うことができる。
- (2) 銀行の財務状況に対する査定は、ロシア銀行の規範的法令に従い、ロシア銀行及び預金保険庁の代表者と共同で行われる。
- (3) 銀行の財務状況を査定するために、ロシア銀行及び預金保険庁は代表者を銀行に派遣することができる。当該代表者は、銀行内の全部署、全情報及び書類を利用及び閲覧できる権限を持ち、また、全情報(職務上及び商業上の機密情報を含む。)並びに書類の照会を銀行職員に対し行う権限を持つ。
- (4) 銀行の財務状況に対する査定実施に関し、前項に定める代表者は、ロシア銀行及び預金保険庁に査定活動結果報告書を提出する。

第5条 銀行破産防止のための預金保険庁の関与に係る決定

- (1) 預金保険庁は、銀行破産防止のための預金保険庁の関与に関するロシア銀行の提案を受け入れた日から遅くとも10日の間に、ロシア銀行に対し、銀行破産防止に関与するか、又はこの関与を拒否するかを決定し、通知する。
- (2) 銀行破産防止のための関与に関するロシア銀行の提案を検討する際、預金保険庁は次の措置をとることができる。
1. 銀行破産防止に預金保険庁が関与する決定を行った場合、ロシア銀行及び(又は)潜在的投資家に、銀行に対する財政援助形態及び(又は)他の支援形態に関する提案を行うこと。

2. 銀行破産の防止措置の実施について、銀行管理機関、銀行創業者(関係者)、潜在的投資家、その他の人々と交渉を行うこと。
3. 同条第1項の決定を行うために不可欠な補足情報の提供に関して、ロシア銀行に照会すること。
- (3) 銀行破産防止への関与を拒否するという預金保険庁の決定には正当な理由がなければならない。この拒否決定を預金保険庁が行った場合、ロシア銀行が銀行に対し連邦法に定める措置を適用する。

第6条 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画

- (1) 本法に定める預金保険庁が関与する銀行破産の防止措置は、銀行破産防止のための関与に関するロシア銀行の提案を預金保険庁が受け入れた日から10日の間に預金保険庁がロシア銀行に提出すべき計画に基づいて実施される。
- (2) ロシア銀行・銀行監督委員会は、[預金保険庁が提出した・訳者注]銀行破産防止のための預金保険庁関与計画を受け入れた日から10日の間に、それに同意するか、又は同意を拒否するかに係る決定を行う。ただし、銀行破産防止のための預金保険庁関与計画がロシア銀行の資金利用を見込んでいる場合には、ロシア銀行・銀行監督委員会で合意された計画は指定の期日内にロシア銀行取締役会で承認されなければならない。銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に同意する方式は、ロシア銀行の規範的法令によって定められる。ただし、銀行破産防止のための預金保険庁関与計画又はその補足条項が銀行資産及び債務又はその一部の譲渡を見込んでいる場合には、当該計画に譲渡資産及び債務の構成、価格及び査定方法についての情報が記載されていないなければならない。

- (3) 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画が同意された日から、その実施(銀行破産の防止措置の実施)終了日までの期間、預金保険庁は、毎月ごとに当該計画に定める措置の実施過程に関する報告書をロシア銀行に提出する。報告書の構成及び方式は、ロシア銀行の規範的法令によって定めるものとする。
- (4) 銀行破産防止のための預金保険庁関与計画に同意することを拒否する決定を行う場合、又は、本法第3条第3項に従い受け入れられた当該計画の実施が不可能である場合、ロシア銀行の決定は効力を失う。
- (5) ロシア銀行及び預金保険庁は、銀行破産防止のための預金保険庁関与計画の実施が不可能であることを証明する根拠となる情報を相互に提供する。
- (6) 同意された銀行破産防止のための預金保険庁関与計画を銀行が実施しない場合、ロシア銀行は、当該計画実施の不可能性に関する決定、及び(又は)、預金保険庁による臨時管理機関の任務遂行に関する決定を行うことができる。また、ロシア連邦の法令に定める他の措置を適用することもできる。

第7条 銀行の授権資本額の変更

- (1) ロシア銀行は、銀行破産防止に関与する提案を預金保険庁に対して行った後、自己資金(資本)額まで銀行の授権資本額を縮小する決定を行うことができる。ただし、この決定以前に、銀行創業者(関係者)が銀行の授権資本額の縮小に関して決定を行っていなかった場合に限る。
- (2) 銀行の自己資金(資本)額は、「ロシア銀行に関する連邦法」に従いロシア銀行が定める規則に則って決定される。銀行の自己資金(資本)額に負の意味合いが伴う[たとえば、債務超過の状態など・訳者注]場合、授権資本額は1ルーブルまで縮小される。

- (3) 自己資金(資本)額まで銀行の授権資本額を縮小する決定は、ロシア銀行の規範的法令に定める方式でロシア銀行・銀行監督委員会によって行われ、ロシア銀行又はロシア銀行・銀行監督委員会の代表者が署名したロシア銀行指令で正式に採択される。銀行の授権資本額縮小の発表は、決定が行われた日から10営業日の間に「ロシア銀行報知」に公表される。
- (4) 自己資金(資本)額まで授権資本額を縮小するロシア銀行の決定は、ロシア銀行指令が採択された日から効力を発し、また、「ロシア銀行報知」に縮小の発表が公表された日から30日の間は決定に対する不服申立てを行うことができる。ロシア銀行の当該決定に対する不服申立て及び銀行に対する訴訟保障措置の適用が、ロシア銀行の当該決定を一時的に失効させることはない。「支払い不能(破産)に関する連邦法」に従ってロシア銀行が任命したのも含め、臨時管理機関は、採択された決定を銀行の定款と一致させる作業を行わなければならない。株式会社形態の銀行に対して、臨時管理機関は、株式割当の決定を行うと同時に、株式発行の決定及びロシア銀行の規範的法令に従い発行株式総数に関する報告書を準備・承認する。
- (5) 銀行の授権資本額を縮小する決定をロシア銀行が行う場合、臨時管理機関が完成した書類を所定の方法で提出した日から1営業日以内に、ロシア銀行は「銀行及び銀行活動に関する連邦法」第10条第3項に定める決定を行う。
- (6) 登記機関は、必要な情報及び書類を受理した日から1営業日以内に、臨時管理機関が提出した書類に基づき、銀行の授権資本額の縮小に関する情報を法人統一国家登記簿に追加記載する。
- (7) ロシア銀行の決定に従って自己資金(資本)額まで銀行の授権資本額を縮小する際、次の連邦法の規定は適用されない。
1. 銀行に対し、債務の停止又は期限前債務履行、並びにこれに関連した損害補償を要求するような、債権者の権利に関する義務的通知についての連邦法。
 2. 債務の停止又は期限前債務履行、並びにこれに関連した損害補償に関して、債権者の銀行に対する請求権についての連邦法。
 3. 銀行閉鎖についての連邦法。ただし、自己資金(資本)額が、その銀行の国家登記時の、連邦法及びロシア銀行の規範的法令に定める授権資本の最低額よりも小さい場合に限る。
- (8) ロシア銀行の決定に従って自己資金(資本)額まで銀行の授権資本額を縮小する際、1995年12月26日付連邦法第208-Φ3号「株式会社^(注5)について」(以下、「株式会社に関する連邦法」という。)第29条、及び、1998年2月8日付連邦法第14-Φ3号「有限責任会社^(注6)について」(以下、「有限責任会社に関する連邦法」という。)第20条は適用されない。
- (9) 銀行の授権資本額を1ルーブルまで縮小する決定を行うとき、株式会社形態の銀行が株式発行の何らかの段階にある場合(授権資本額の拡大段階にある有限責任会社形態の銀行も含める)、ロシア銀行は次の決定を行う。
1. 株式会社形態の銀行に関し、破産者に対する株式発行の承認及び国家登記の無効について。
 2. 有限責任会社形態の銀行に関し、授権資本額拡大の取消しについて。
- (10) ロシア銀行が銀行に向けて破産者に対する株式発行を承認した(授権資本額拡大の取り消し決定を行った)とき、資金が株式(持分)の支払いに回される場合、臨時管理機関が管理するこの資金は、ロシア連邦の法令に従い、株式発行(追加発行)の無効に関する決定(授

権資本額拡大の取消し決定)を行った日から遅くとも3営業日の間に返却されなければならない。

- (11) 銀行の授權資本額を1ルーブルまで縮小する決定を行ったとき、貸借対照表上にある銀行株式(持分)は返済されなければならない。
- (12) 臨時管理機関は銀行株式の追加発行を補償する(授權資本に追加出資を行う)決定を行うことができる。当該決定を行った場合、株式(持分)取得に伴う財産権は銀行株主(関係者)にまで適用されない。
- (13) 銀行破産防止に預金保険庁が関与する提案をロシア銀行が預金保険庁に対して行った日に先行する3か月の間に、銀行株式(持分)の1パーセント以上を所有した銀行株主(関係者)は、株式の追加発行を補償する(授權資本に追加出資を行う)決定が行われる日まで、株式の追加発行を補償する(授權資本に追加出資を行う)関係者になることはできない。授權資本の拡大への預金保険庁又は投資家の関与とは、銀行の再組織化又は閉鎖に関する問題を含めた銀行創業者(関係者)全体会議の管轄に属する問題に対し、彼らが決定を行うことを可能とする。
- (14) 銀行破産の防止措置に従い、預金保険庁又は投資家が銀行株式(持分)を取得するに際し、次の連邦法の条項及び規定方式は適用されない。
 1. 銀行株式(持分)の取得に対し、ロシア銀行の事前承認を得る。
 2. 銀行株式(持分)の取引実現に対し、連邦反独占機関の承認を得る(連邦反独占機関に通知を送る)。
 3. 株式会社である銀行の普通株を30パーセント以上取得する。
 4. 銀行の国家登記時の、連邦法及びロシア銀行の規範的法令に定める銀行の授權資本の最低額を遵守する。

5. 銀行の金融経済活動に関する重大事実(事件、行動)についての、報道における情報公開方式を遵守する。

6. 株式補償の価格決定のために、国家金融統制機関を関与させる。
- (15) 登記機関は、臨時管理機関が提出した書類に基づき、銀行の授權資本の拡大に関する情報を法人統一国家登記簿に追加記載する。
- (16) 銀行株式の追加発行は、その全部又は一部が預金保険庁によって取得可能となる。預金保険庁は銀行の授權資本に出資することができる。
- (17) 預金保険庁によって銀行破産の防止措置が適用された際の、銀行有価証券の発行及び登記の特徴は、ロシア銀行の規範的法令がこれを定める。

第8条 預金保険庁による臨時管理機関の任務及び権限の行使

- (1) 銀行破産防止への関与に対し預金保険庁の承認が得られた場合、ロシア銀行の決定に従って、臨時管理機関の任務は預金保険庁に委ねられる。預金保険庁は、代表者を通じて臨時管理機関の任務を遂行しその機能を行使する。代表者は預金保険庁職員の中から任命され、委任状に基づいて行動する。
- (2) 臨時管理機関が銀行に決定を通知した日から、銀行の授權資本に関連した銀行創業者(関係者)の諸権利(株主(関係者)による全体会議を招集する権利を含む)、及び、銀行管理機関の権限は一時停止される。
- (3) 臨時管理機関として預金保険庁は次の措置をとることができる。
 1. 銀行の執行機関権限の一時停止に伴い、「支払い不能(破産)に関する連邦法」及びそれに従い公布されたロシア銀行の規範的法令に定める権限を行使すること。
 2. 自己資金(資本)額までの授權資本額の縮

小に関連した活動を行い、規約変更に関する決定を行うこと。

3. 授権資本額の拡大に関連し、株式補償に関する決定を行う、株式発行に関する決定及び発行総数に関する報告書を承認する、規約変更に関する決定を行うこと。
 4. 銀行の再組織化に関する決定を行うこと。
 5. 預金保険庁による銀行資産の取得を含め、その資産売却を行うこと。
 6. 銀行資産及び債務又はその一部を譲渡すること。
 7. 「支払い不能(破産)に関する連邦法」第28条に定める根拠により、活動しない銀行の取引承認を裁判所に請求すること。
 8. 「支払い不能(破産)に関する連邦法」に定める要件及び方式において、銀行の契約履行を拒否すること。
 9. ロシア銀行に対する取引も含めて、銀行の債務履行を保証する資産の売却取引の組織者として発言すること。
 10. 銀行破産防止に関する措置を講じること。
 11. 銀行の閉鎖に関する決定を行うこと。
- (4) 臨時管理機関の申請によって臨時管理活動を停止する場合、さらには、仲裁裁判所が銀行を破産者と認め、破産手続を開始する(破産管財人を承認する)決定を下した場合、又は、清算人 — 破産管財人又は破産清算人 — の任命に係る仲裁裁判所の決定が行われた場合に、銀行は原告として発言する。

第9条 銀行資産及び債務又はその一部の譲渡

- (1) 預金保険庁は、臨時管理機関の権限行使の範囲内で、取得者に対し、銀行資産及び債務又はその一部の譲渡に関する一連の措置を講じることができる。取得者へ銀行資産及び債務又はその一部を譲渡する際、次の諸規定は適用されない。すなわち、第三者への請求権

の譲渡に対し銀行債権者の承認を得ること、取得者への債務譲渡に関して債権者に対し事前通知を行うこと、この譲渡に関連して取得者に対する債務停止又は期限前債務履行に関する要求を債権者に申請すること、である。同様に、事業売却に関する諸規定も適用されない。

- (2) 銀行資産及び債務又はその一部の譲渡は、臨時管理機関活動の信義誠実の原則、譲渡債務額と譲渡資産価格の等価性、債権者の権利及び法的利害の保護に基づいて行われる。これには、銀行に対し自己[取得者・訳者注]の法的要求を満たすための権利行使に伴う損失の最小化、債権者の要求を満たす[債務の・訳者注]順位制及びバランス、順位ごとの債権者の平等が含まれる。
- (3) 銀行の全債務又はその一部は取得者に譲渡される。
- (4) 銀行債務の一部を取得者に譲渡する場合、先順位の債務が完全に譲渡してから後順位の債務を譲渡する。この順位制は、「支払い不能(破産)に関する連邦法」第50-36条に従い決定される。ある順位の銀行債務が同条に規定されない場合は、他の順位の銀行債務の一部を取得者に譲渡することはできない。
- (5) 取得者へ譲渡される債務額は、銀行側の情報に基づき臨時管理機関がこれを決定する。
- (6) 銀行の資産及び債務又はその一部を取得者に譲渡した後、取得者は、譲渡日に存在した条件において、引き受けた債務及び支払い義務を履行しなければならない。
- (7) 銀行の資産及び債務又はその一部の取得者は、預金への個人資金流入を行うライセンスを持つ銀行の中から非公開選定方法によって、臨時管理機関がこれを決定する。非公開選定の実施方式及び条件は預金保険庁取締役会で定められる。非公開選定を実施する際に、譲渡された資産及び債務、その価格と査定方

法に関する情報が提示される。預金保険庁は銀行債権者の要求に従って、譲渡された資産及び債務に関する情報、その価格と査定方法に関する情報を提示しなければならない。

- (8) 銀行の資産及び債務に対する取得者の非公開選定に候補となる銀行が参加できる条件は、その銀行の財務状況が、引き受ける債務を履行し、さらに、ロシア銀行が定める規定基準及び規定準備金を満たすに足る場合である。
- (9) 非公開選定に参加する候補となる銀行に関する情報はロシア銀行に提出される。候補となる銀行が前項に定める条件と一致しない場合、ロシア銀行は取得を禁止することができる。
- (10) 銀行の資産及び債務又はその一部の取得者、並びに、銀行を代表して活動している臨時管理機関は、譲渡条件が列挙されている銀行の資産及び債務又はその一部の譲渡契約を締結する。譲渡契約には、不適切な資産が取得者に譲渡された結果についても記載される。
- (11) 銀行の資産及び債務又はその一部の取得者への譲渡に関する契約は書面で締結され、国家登記を必要としない。ただし、その所有権移行に関する国家登記が連邦法に定められている不動産及びその他の資産を取得者に譲渡する場合は例外とする。
- (12) 銀行の資産及び債務は、双方[取得者と臨時管理機関・訳者注]が譲渡証書に署名した日から取得者に譲渡されるものとする。これ以降、資産の偶発的破産又は偶発的破損の危険も取得者に譲渡される。
- (13) 銀行の資産及び債務の構成において、第一順位の債務の一部は、「個人預金保険に関する連邦法」に定める保険支払い額で譲渡される(以下、「保険債務」という。)。取得者に譲渡される資産価格に対し、取得者に譲渡され

る保険債務額が超過する場合、預金保険庁は譲渡に係るマイナス額を義務的預金保険基金の資金からの補助金によって取得者に支払う。第一順位の保険債務を取得者に譲渡する際、譲渡されなかった債務に対する保険補償の支払いは行われぬ。

- (14) 預金保険庁は、債権者が実際に受け取った資金と、銀行の資産及び債務が取得者に譲渡されない場合に債権者が受け取ることになる資金との間の補償差額を、銀行の閉鎖過程で請求を満たせなかった第一順位の債権者に対し、義務的預金保険基金の資金から支払う。
- (15) 取得者に補助金を支払った預金保険庁に、取得者に支払われた金額の範囲で銀行に対する請求権が譲渡される。銀行の破産手続(閉鎖)過程では、第一順位の債権者が当該請求にこたえるものとする。
- (16) 譲渡証書への署名と同時に、預金保険庁は、「支払い不能(破産)に関する連邦法」第50-17条第1項の方式で決定される印刷出版での発表のために、取得者への銀行債務の譲渡に関する情報を提出する。当該情報には次の内容が記載されていなければならない。
 1. 債務を取得者に譲渡されるものの1つと見なす基準について。
 2. 債務を取得者に譲渡されるものの1つとする情報を債権者が受け取る方式について。

第10条 銀行破産の防止措置に対する融資

- (1) 銀行破産の防止措置は、投資家、預金保険庁、ロシア銀行の資金を用いて講じられ、また、ロシア連邦の資金として預金保険庁に供与される連邦予算を用いても講じられる。
- (2) 銀行破産の防止措置を講じるために、預金保険庁は、貸付金供与に関する申請をロシア銀行に行うことができる。銀行破産の防止措置を講じるために預金保険庁に貸付金を供与

する決定は、ロシア銀行取締役会において行われる。ロシア銀行の貸付金は、5年までの期間であれば担保なしで預金保険庁に供与される。

- (3) 預金保険庁は、義務的預金保険基金の資金から銀行破産の防止措置に対する融資を行うことができる。当該融資の限度額は預金保険庁取締役会で定める方式において承認される。
- (4) 銀行破産の防止措置に対する融資は、次の条件が同時に遵守される場合に、義務的預金保険基金の資金から行われる。
 1. 当該措置に対する融資の実施が、銀行が閉鎖する場合には義務的預金保険基金の出費削減につながる場合。
 2. 当該措置に対する融資の実施が、義務的預金保険基金の安定性に影響を及ぼさない場合。
- (5) 預金保険庁が関与する銀行破産の防止措置の実施に対する連邦予算の割当は、連邦法に定める措置実施の支出源を形成するために、義務的預金保険基金ではない預金保険庁の資産にロシア連邦の資金を出資する方法で行われる。当該資金出資の方式は連邦予算に関する連邦法に定めるものとする。
- (6) 預金保険庁が株式を取得し銀行の授權資本に出資した場合、預金保険庁は、預金保険庁が取得した全株式(持分)の購入に関心ある個人の提案を受け入れて、競争入札で株式(持分)を売りに出さなければならない。
- (7) 預金保険庁が取得した全銀行株式(持分)の価格は、2つの金額 — 先の提案を預金保険庁が受け入れたときの銀行の純資産(債務負担でない資産)価格、又は、取得価格に従って預金保険庁が授權資本への支払いに当てた資金額 — の大きい方よりも小額であってはならない。
- (8) 銀行破産防止のために預金保険庁が供与し

た資金の返済、また、預金保険庁に対する他の債務の履行は、契約に定める期間に行われるが、銀行破産防止のための預金保険庁関与計画の実施期間を過ぎた場合も含まれる。

第11条 末尾規定

- (1) 本法は公布され、即日施行し、2011年12月31日まで有効である。
- (2) 「銀行及び銀行活動に関する連邦法」、「株式会社に関する連邦法」、「有限責任会社に関する連邦法」、「支払い不能(破産)に関する連邦法」、2001年8月8日付連邦法第129-Φ3号「^(注7)法人及び個人企業家の国家登記について」、「ロシア銀行に関する連邦法」、「個人預金保険に関する連邦法」は、本法の規定を考慮して適用される。

注

- (1) **Федеральный закон от 25.02.1999 N40-ФЗ «О несостоятельности (банкротстве) кредитных организаций»** («信用機関の支払い不能(破産)について」ロシア連邦法1999.2.25 No.40-ФЗ) ロシア連邦法令集 *Собрание законодательства Российской Федерации* (№ 9, ст. 1097, 1 марта 1999)。この法律は全8章54か条からなり、信用機関の破産に対し防止措置を講じる方式及び条件を定めるものである。
- (2) **Федеральный закон от 10.07.2002 N86-ФЗ «О Центральном банке Российской Федерации (Банке России)»** («ロシア連邦中央銀行について」ロシア連邦法2002.7.10 No.86-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=013087>>。この法律は全16章99か条からなり、ロシア銀行の地位、活動目的、任務及び権限を定めるものである。
- (3) **Федеральный закон от 23.12.2003 N177-ФЗ «О страховании вкладов физических лиц в банках Российской Федерации»** («ロシア連邦の銀行

における個人預金保険について」ロシア連邦法 2003.12.23 No.177-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=020571>>. この法律は全6章51か条からなり、預金保険庁の地位、活動目的、任務及び権限、さらには、預金保険制度の財政及び組織基盤を定めるものである。

- (4) **Федеральный закон от 02.12.1990 N395-1 «О банках и банковской деятельности»** (「銀行及び銀行活動について」ロシア連邦法 1990.12.2 No.395-1) この法律の原文に関しては以下のサイトを参照。<<http://www.garant.ru/law/10005800-000.htm>>現在、全7章43か条からなるこの法律は、ロシアがソ連の1構成共和国であった時代に制定されたが、当時の名称は「Закон Российской Советской Федеративной Социалистической Республики о банках и банковской деятельности в РСФСР」(「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国の銀行及び銀行活動に関する法律」)であり、全7編45か条からなっていた。当時の原文に関しては以下を参照。ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国人民代議員大会及びロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議公報 *Ведомости Съезда народных депутатов РСФСР и Верховного Совета РСФСР* (№ 27, ст. 357, 6 декабря 1990) .
- (5) **Федеральный закон от 26.12.1995 N208-ФЗ «О акционерных обществах»** (「株式会社について」ロシア連邦法 1995.12.26 No.208-ФЗ) ロシア連邦法令集 *Собрание законодательства Российской Федерации* (№ 1, ст. 1, 1 января 1996)。この法律は全14章94か条からなり、株式会社の設立又は閉鎖に伴う諸規定(授權株式数の設定、有価証券の発行など)を定めるものである。

(6) **Федеральный закон от 08.02.1998 N14-ФЗ «Об обществах с ограниченной ответственностью»** (「有限責任会社について」ロシア連邦法 1998.2.8 No.14-ФЗ) ロシア連邦法令集 *Собрание законодательства Российской Федерации* (№ 7, ст. 785, 16 февраля 1998)。この法律は全6章59か条からなり、有限責任会社の設立又は閉鎖に伴う諸規定を定めるものである。

(7) **Федеральный закон от 08.08.2001 N129-ФЗ «О государственной регистрации юридических лиц и индивидуальных предпринимателей»** (「法人及び個人企業家の国家登記について」ロシア連邦法 2001.8.8 No.129-ФЗ) ロシア連邦法令集 *Собрание законодательства Российской Федерации* (№ 33(Часть I), ст. 3431, 13 августа 2001)。この法律は全9章27か条からなり、法人の国家登記及び国家登記簿に係る諸規定を定めるものである。公布時には、「法人の国家登録について(О государственной регистрации юридических лиц)」という名称であったが、2003年6月23日付の改正連邦法第76-ФЗ号以降、現在の名称に改められた。改正連邦法に関しては次を参照。**Федеральный закон от 23.06.2003 N76-ФЗ «О внесении и изменений и дополнений в Федеральный закон «О государственной регистрации юридических лиц»»** (「連邦法『法人の国家登記について』の変更及び補足について」ロシア連邦法 2003.6.23 No.76-ФЗ) ロシア連邦法令集 *Собрание законодательства Российской Федерации* (№ 26, ст. 2565, 30 июня 2003)。

(つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)